

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会
第 3 回滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会
議事録

開 催 日 時	令和 7 年 10 月 17 日（金） 9 時 26 分～12 時 20 分			
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室			
出 席 状 況	公益代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	労働者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	使用者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	事務局	3 人		
出 席 者	公益代表委員	伊藤 慧	片山 聡	木下康代
	労働者代表委員	榎並典朗	庄野英夫	西川伸吾
	使用者代表委員	池田 健	川口剛史	水野 透
	事務局	青木労働基準部長 足立賃金室長、 田原労働基準監督官		
主 要 議 題	滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議 事 録	別紙のとおり			

○足立室長

ただ今から、「令和7年度 第3回 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、報告します。

公益側代表委員3名、労働者側代表委員3名、使用者側代表委員3名の合計9名のご出席をいただいています。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていただいたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

また、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは、これからの進行を、木下部会長にお願いします。

○木下部会長

おはようございます。

最終の専門部会となりますので、労使合意でまとまりますよう皆様、ご協力、よろしくをお願いします。

それでは、議題の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

これまでどおり労・使それぞれと個別協議を行います。

まず、使用者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○使用者代表委員

15 分いただきます。

○木下部会長

では、9 時 45 分から使用者側との個別協議を始めたいと思います。

事務局は、控室について説明してください。

○足立室長

個別協議に当たり、待機・検討していただく部屋として、労働者側委員は 4 階のテレビ会議室を、使用者側委員は 5 階の労働基準部長室をご使用していただきます。

私と田原がご案内します。

○木下部会長

では、ここから休会といたします。

委員のみなさま、控室にご移動をお願いします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○木下部会長

それでは、専門部会を再開します。

これまで、労使双方と個別協議を重ねてまいりました。その結果、令和 7 年度の「滋賀県一般機械器具製造業最低賃金」は、現行の時間額 1, 0 6 0 円に 5 4 円引

上げ、時間額 1, 114 円に改正することで労使双方の意見の一致をみました。

皆さま、異議はございませんか。

○労使各委員

異議なし。

○木下部会長

全会一致と認めます。

これにより本専門部会は「全会一致」により結審しましたので、このことを 10 月 29 日に開催される第 5 回本審に報告します。

事務局は「専門部会報告（案）」の作成をお願いしますが、どれくらい時間が必要ですか。

○足立室長

数分で作成できます。

○木下部会長

では、このまま待ちたいと思います。

〔専門部会報告（案）を配付〕

それでは、「専門部会報告（案）」の朗読をお願いします。

○田原監督官

それでは、専門部会報告書(案)を朗読いたします。

なお、朗読に際しましては、専門部会委員のお名前は省略させていただき、別紙につきましては、最低賃金額及び効力発生の日のみとさせていただきます。

滋賀地方最低賃金審議会 会長 木下康代 殿

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 木下康代

滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月26日滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

最低賃金額 1時間 1, 114円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○木下部会長

ただ今の「専門部会報告（案）」について、ご質問等はありませんか。

〔質問等なし〕

ないようでしたら、これをもって、令和7年度 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会報告としますので、10月29日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告しますので、（案）をとって、日付欄に今日の日付を入れてください。

事務局は、専門部会報告後の取り扱いについて、説明してください。

○足立室長

ただいま決定しました専門部会報告から効力発生までの流れについて、ご説明いたします。

専門部会報告を10月29日に開催される第5回滋賀地方最低賃金審議会に報告し、専門部会報告書について審議いただき、審議会において採決し、滋賀地方最低賃金

審議会会長から滋賀労働局長に答申されることになります。

答申後は、最低賃金法第 15 条第 3 項の準用による第 11 条第 1 項に基づき、当日中に答申の要旨を公示し、異議の申し出を受け付けます。異議申出期限は、同条第 2 項に基づき「公示のあった日から 15 日以内」ですので、11 月 13 日までとなります。

例年、特定(産業別)最低賃金に係る異議の申し出はありませんが、仮に、異議申出があった場合は、11 月 14 日に、同法第 11 条第 3 項に基づき、第 6 回滋賀地方最低賃金審議会を開催し、異議について審議し、結論を出して、異議申出に係る審議会意見を滋賀労働局長に答申することとなります。

答申後は、11 月 28 日に改正決定の官報公示を行い、12 月 28 日から効力が生じることとなります。

以上です。

○木下部会長

ただ今の事務局からの説明に質問等がありますか。

〔質問等なし。〕

ないようですので、最後に、青木労働基準部長からご挨拶があります。

○青木部長

皆さま、お疲れさまでした。

本日、第 3 回の専門部会で結審しましたこと、そして各側委員の皆さまのご決断に心から感謝を申し上げます。

結審しました改正額につきましては、法定どおりの発効に向けて事務処理を進めてまいりますとともに改正後の特定最低賃金額について、関係業種のすべての事業主と労働者に周知と履行確保が図られますよう万全を尽くしていきたいと考えてお

りますので、今後ともお力添えをよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

皆さま、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○木下部会長

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

○足立室長

事務局から滋賀地方最低賃金審議会、本審委員の皆様にお知らせします。

第5回滋賀地方最低賃金審議会を10月29日（水）午前10時からこの会場で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いいたします。

また、異議申出があった場合は、11月14日（金）午前10時00分からこの会場で異議に係る審議を行いますので、こちらの日程も確保をよろしくお願いいたします。

なお、14日の審議会開催の有無は、11月13日午後6時までにメールで全委員にお知らせいたしますので、メールチェックについてもよろしくお願いいたします。

以上です。

○木下部会長

委員の皆様には、大変お忙しい中、部会運営にご協力いただき、結審することができましたことに感謝申し上げます。

これで、「令和7年度 滋賀県一般機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。

お疲れ様でした。